

令和7年度 ファミリーホーム 運営マネージメント研修III

- 6.ファミリーホームの中の役割分担・マネージメント
- 7.運営
- 8.社会的養護とファミリーホームの役割

ファミリーホーム ワンズハウス養育者
日本ファミリーホーム協議会事務局長

小松拓海

～自己紹介～

専門学校卒業後、長野市の障害者支援施設に就職。
2009年（29歳）大阪の乳児院で職員をしながら養育里親になりました。
その後、神戸市の児童養護施設に転職し、2013年5月1日（33歳）から
兵庫県（神戸市）初のファミリーホームを開設。今年で12年が経過。

現在までに38名の委託。（一時保護含む）

1番長くお預かりしている子は16年目です。
ショートステイの受け入れも月2～3件あります。

2017年より一般社団法人日本ファミリーホーム協議会
事務局長を務める。

6.ファミリーホームの中の役割分担・マネジメント

～小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱～より抜粋

- ・養育者

- ①養育者の形態としては、「夫婦である2名の養育者」＋補助者1名以上」

- 又は「養育者1名＋補助者2名以上」

- ②養育者はファミリーホームに生活の本拠を置くものでなければならない

- ・補助者

- 児童福祉法第34条の20第1項各号の規定（養育里親の欠格事由）に該当しない者で、養育者が行う養育について補助する者を指す。

- ・養育者及び補助者（以下「養育者等」という。）は、家庭養護の担い手であることから、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修その他の資質の向上を目的とした研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

6.ファミリーホームの中の役割分担・マネジメント

(1) ファミリーホームでの養育全般

- ①養育者の家庭の中で、特定の大人との愛着関係を育み、こども同士の相互の交流を活かしながら、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることを目的とする。
- ②こどもが自立した後も社会で孤立しないように、こどもの実家機能としての家族的な関係が築かれるようにする。
- ③ファミリーホームにおける養育の最大の特徴は、「①_____」である。
- ④ファミリーホームへ委託される子どもの特性や性格などを十分に理解し、子どもの成長、自立を期待しつつも、ありのままの子どもを受け入れ、自己肯定感を育む関わりをする。

6.ファミリーホームの中の役割分担・マネジメント

(1) ファミリーホームでの養育全般

- ⑤養育者も補助者も、完璧な大人では無く、養育者と補助者がお互いを理解し合い、話し合いや研修等で学び、ともに成長していく姿勢が必要である。
- ⑥現にファミリーホームに委託されている児童と、新たに委託される児童との関係性を十分に考慮した上で、新規の受託の判断が必要。

6.ファミリーホームの中の役割分担・マネジメント

(2) 養育者の役割

- ①養育者は、委託された子どもの安心・安全な生活を第一として、生活環境を整えて、子どもの権利を守らなければならない。
- ②子どもが委託される時に、ファミリーホームの基本的な考え方や、約束ごと等をあらかじめ伝えることは、ファミリーホームでの新しい生活を始めるにあたり、子どもにとっても、養育者等にとっても大切なこと。
- ③ファミリーホームは、子どもにとって「家庭」の体験であり、家族として一緒に生活することで、あたりまえの生活を子どもが体験出来る。養育者は「親」としての生き方を見せることが重要。

6.ファミリーホームの中の役割分担・マネジメント

(3) 補助者の役割

- ①補助者は養育者が不在でも、ファミリーホームを安心して任せられる存在が望ましい。
- ②ファミリーホームの透明性を確保し、密室化を防ぐ重要な役割を担う。
- ③養育者の実子や親族が補助者になる場合は、家族だんらの雰囲気の良いがある。
が、密室化という懸念もある。実子や親族であっても補助者としての役割を果たしていくことが必要。

6.ファミリーホームの中の役割分担・マネジメント

(4) 外部との関わり

- ①ファミリーホームの孤立化を防ぐ意味からも、他機関との連携は重要。ファミリーホーム同士の交流や情報交換、研修の場に積極的に参加していくことは必須。
- ②里親会や社会的養護関係施設、幼稚園や学校との連携が必要なことはもちろんだが、地域の役割を担って、ファミリーホームの推進や周知に貢献することも重要。
- ③ファミリーホームで生活するという事は、その地域で生活をするという事。地域の行事にも積極的に参加することが重要。
- ④ケースワーカーや行政のファミリーホーム担当者とは、エビデンスをもとに話し合えるよう、日々の記録や制度の情報収集が必要。

6.ファミリーホームの中の役割分担・マネジメント

(5) ファミリーホームであること

- ①「ファミリーホームは里親家庭の大きくなったもので、施設の小さくなったものではない」という里親及びファミリーホーム養育指針に沿うように。
- ②1人1人に合った関りを目指して、子どもが主役の自主性を尊重したホーム運営。
- ③子どもに責任を持って継続的に関われる。

7.運営

～児童福祉法～より抜粋

- ・第一条の十六

養育者のうち一人は、小規模住居型児童養育事業を行う住居の養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- ・第一条の十七 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針

- 二 養育者等の職種、員数及び職務の内容

- 三 委託児童の定員

- 四 養育の内容

- 五 緊急時等における対応方法

- 六 非常災害対策

- 七 委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項

- 八 第一条の二十八に規定する評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容

- 九 その他運営に関する重要事項

7.運営

～児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について～より抜粋

・措置費➡**明朗な会計処理が必須。**

(1) 事務費➡運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費。

(2) 事業費➡事務費以外の経費であって、委託されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

(3) 各種加算➡使途や対象職員等が限定されているものもある。

(4) 補助金事業➡こども家庭庁が事業内容や予算規模を策定。各都道府県等が事業内容や予算を変更するか、そもそも事業を採用するかは、各自治体の判断による。

(5) 都道府県市の補助事業 ➡各自治体の予算規模、社会的養護への理解度に準じる。

7.運営

～児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について～より抜粋

- ・措置費

(1) 事務費➡運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費。

- ・月額保護単価
- ・学習指導加算
- ・社会的養護処遇改善加算
- ・社会的養護従事者処遇改善加算
- ・個別対応職員加算
- ・民間施設給与等改善費
- ・除雪費加算
- ・降灰除去費加算
- ・建物賃借費・・・などなど

7.運営

～児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について～より抜粋

- ・措置費

(2) 事業費➡事務費以外の経費であって、委託されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

- ・一般生活費
- ・被虐待児受入加算費
- ・乳児等受入加算費（一時保護委託児童のみ）
- ・幼稚園/保育所費
- ・教育費
- ・学校給食費
- ・見学旅行費
- ・入進学支度金
- ・特別育成費
- ・夏季等特別行事
- ・防災対策費
- ・期末一時扶助費
- ・医療費
- ・職業補導費
- ・冷暖房費
- ・就職支度費
- ・大学進学等自立生活支度費
- ・葬祭費
- ・受託支度費
- ・予防接種費
- ・一時保護委託児童通学送迎費
- ・視力矯正費

7.運営

～児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 令和7年7月25日通知～より抜粋

一般分保護単価

(13) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	213,680	209,870	208,920	207,970	206,060	205,110	204,160	203,200
6人	178,070	174,890	174,100	173,300	171,720	170,920	170,130	169,340

地域区分 現員	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	202,250	201,300	200,350	199,390	198,440	197,490	196,540	194,630
6人	168,540	167,750	166,950	166,160	165,370	164,570	163,780	162,190

7.運営

令和6年4月1日～ ファミリーホームへ個別対応職員加算

家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について令和6年4月8日通知より抜粋

○趣旨

虐待を受けた経験等のある児童の施設入所等の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への②_____の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた経験等のある児童への対応の充実を図ることを目的とする。

○個別対応職員の業務内容

- (1) 虐待を受けた経験等のある児童、特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接
- (2) 当該児童への生活場面での1対1の対応
- (3) 当該児童の保護者への援助
- (4) その他

7.運営

～児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 令和7年7月25日通知～より抜粋
個別対応職員加算

エ ファミリーホーム

個別の対応が必要であると、都道府県知事等が認めた児童が3人以上の場合

地域区分	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
現員								
1施設当たり	628,100	609,820	605,250	600,980	591,530	587,430	582,390	578,390

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	その他
現員								
1施設当たり	573,870	569,350	564,110	560,310	555,790	550,400	546,750	536,680

(13) 個別対応職員加算（Ⅱ）分保護単価

ア 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

定員	月額
1施設当たり	360,650

イ ファミリーホーム

定員	月額
1施設当たり	360,650

個別の対応が必要であると、都道府県知事等が認めた児童が1人又は2人の場合

7.運営

補助金事業

主な事業としては、

- ・ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
- ・ 児童養護施設等体制強化事業
- ・ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

7.運営 令和8年度予算 概算要求資料より抜粋

こどもみんなの
こども家庭庁

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

【拡充】

支援局 家庭福祉課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修、改正児童福祉法関連施設・事業所の開設準備経費や改修費等に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。
- 里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。
- こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

【補助制限】

- （★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる「拡充」
- （☆）の事業：事業を行う施設等1か所につき1回限り

（1）児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業
 - ① 児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助（★）
2. ファミリーホーム等開設支援事業（☆）
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品の購入に係る経費を補助
3. 児童家庭支援センター開設支援事業（☆）
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
4. 耐震物件への移転支援事業（☆）
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

（2）地域子育て支援拠点の環境改善事業（★）

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

（3）児童相談所及び一時保護所の環境改善事業（★）

- ・ 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

（4）改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（☆）「新規」

- ・ 里親支援センターを開設するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等に係る経費を補助する。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入に係る経費を補助する。

（5）里親負担軽減事業（★）「新規」

里親が、自身と委託されたこどもの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

（6）児童養護施設等（※）における性被害防止対策支援事業（★）「新規」

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

（※）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

7. 運営 令和8年度予算 概算要求資料より抜粋

実施主体

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 都道府県、市町村 | (4) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 |
| (2) 市町村 | (5) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 | (6) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
※母子生活支援施設又は妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 |

補助基準額

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) <1.> 1か所当たり : 800万円 | ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円 |
| <2.> 1か所当たり : 800万円 | ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算 |
| <3.> 1か所当たり : 300万円 | |
| <4.> 1か所当たり : 800万円 | ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円 |
| (2) 1か所当たり : 800万円 | |
| (3) 1か所当たり : 800万円 | |
| (4) 1か所当たり : 800万円 | |
| (5) 1か所当たり : 50万円 | |
| (6) 1か所当たり : 10万円 | |

補助率

- (1) 国：1/2 (2/3 (※)) (都道府県等：1/2 (1/3 (※))、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4)
(※) 児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ (1/2→2/3)
- (2) 国：1/2 (指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4)
- (3) 国：1/2 (都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2)
- (4) 国：1/2 (3/4 (※)) (都道府県等：1/2 (1/4 (※))、又は、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4)
(※) 里親支援センターの開設準備経費
- (5) 国：1/2 (都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2)
- (6) 国：1/2 (都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4、事業者：1/4)

7.運営 令和8年度予算 概算要求資料より抜粋

こども家庭庁

児童養護施設等体制強化事業

拡充

支援局 家庭福祉課

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

（5）自立支援環境整備事業「新規」

妊産婦等生活援助事業所及び社会的養護自立支援拠点事業所において、①就労等定着支援員を配置し、②入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備に要した費用の一部を補助することにより、自立支援のより一層の強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】	（1）児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,774千円
	（2）夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,774千円
	（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
	（4）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり	1,606千円
	（5）自立支援環境整備事業		
	①就労等定着支援員の配置	1か所当たり	4,970千円
	②支援対象者の自立に向けた環境整備	1か所当たり	858千円

【対象施設等】

- （1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- （2）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所
- （3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム
- （4）社会的養護自立支援拠点事業所
- （5）妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所

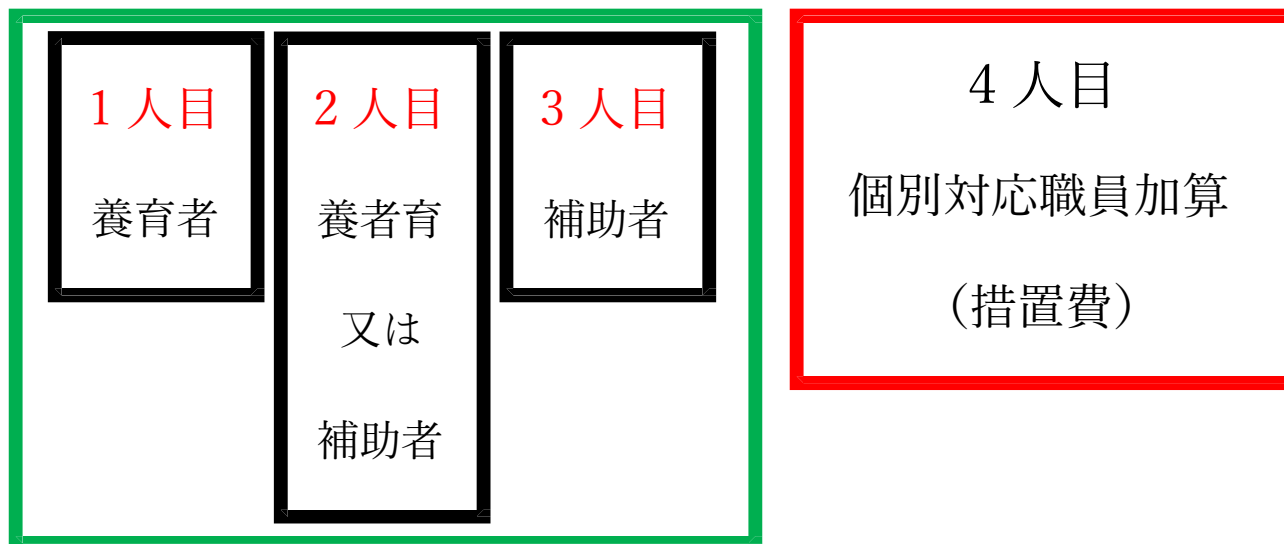
※②については、妊産婦等生活援助事業所の場合、「入居による支援」を実施している事業者に限る。
社会的養護自立支援拠点事業所の場合、「一時避難的かつ短期間の居場所の提供」を実施している事業者に限る。

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

7.運営

- ・ 児童養護施設等体制強化事業・個別対応職員加算のイメージ図

 * 月額保護単価に人件費が含まれています。



児童養護施設等体制強化事業補助金
(令和 8 年度 1 ホーム 477.4 万円) * 予定
事務費以外の補助者の人件費

7.運営 令和8年度予算 概算要求資料より抜粋

こどもまんなか
こども家庭庁

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

拡充

支援局 家庭福祉課

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実に図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

事業の概要

(1) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

① 短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実に図る。
(おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定)

② 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。

③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修

児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

(2) 児童養護施設等の職員人材確保支援事業

① 実習生に対する指導

児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。

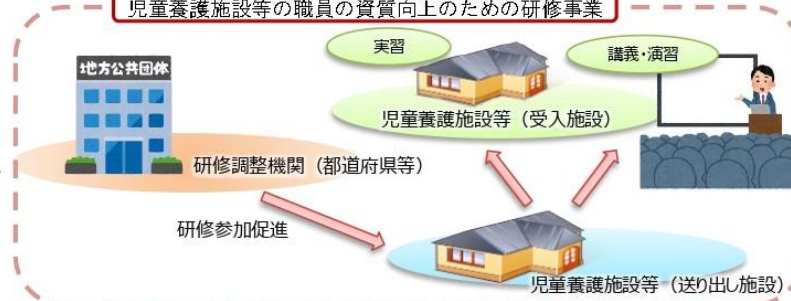
② 実習生の就職促進

実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

(3) 児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業

児童養護施設等の人材確保を支援するため、例えば課題分析・解決などについて、人事コンサルタントを活用するなど児童養護施設等の人材確保の推進に係る取組や児童養護施設等の人材定着を支援するため、例えば児童養護施設等の業務改革に向けた助言又は指導を行うためのコンサルタントによる巡回に係る取組など自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行う。

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業



(4) 児童養護施設等への就職促進支援事業

就職相談会や施設見学会の開催等による児童養護施設等の職員の確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

(5) 施設等職員交流支援事業「新規」

地域ごとに施設等の垣根を越えて若手職員が集い、研修や職場では相談しづらい内容について、同じ境遇の仲間と相談できるピア・サポートを行うための費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】		
(1) ① 宿泊あり	1人当たり	149千円
宿泊なし	1人当たり	61千円
② 送り出し施設	1人当たり	1,310千円
受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216千円
調整機関事務費	1自治体当たり	2,879千円
③ 1自治体当たり（各施設種別単位）		2,776千円
(2) ① 受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
② 受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
(3) 1自治体当たり		4,200千円
(4) 1自治体当たり		447千円
(5) 1自治体当たり		5,810千円

【補助割合】 (3) 以外 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
(3) 国：10/10

【対象施設】

- 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、都道府県等が適当と認める施設（※）
（※）長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。
- 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- ～(5) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所
（※）(3)～(5)については開設前の施設等も対象とする。

【実施要件】

(3) の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

7. 運営

☆監査☆

措置費 ➡ ➡ ➡ ➡ ファミリーホーム ➡ ➡ ➡ 支出
(事務費・事業費等)

☆確定申告☆ 各種控除・節税対策

☆各種税金等の免除・減免☆

8.社会的養護とファミリーホームの役割

こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

- ① こどもの最善の利益のために：
 - ・ 児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ② 社会全体でこどもを育む：
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ① 家庭養育と個別化：
 - ・ すべてのこどもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ② 発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、こども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③ 回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。
- ④ 家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、こどもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

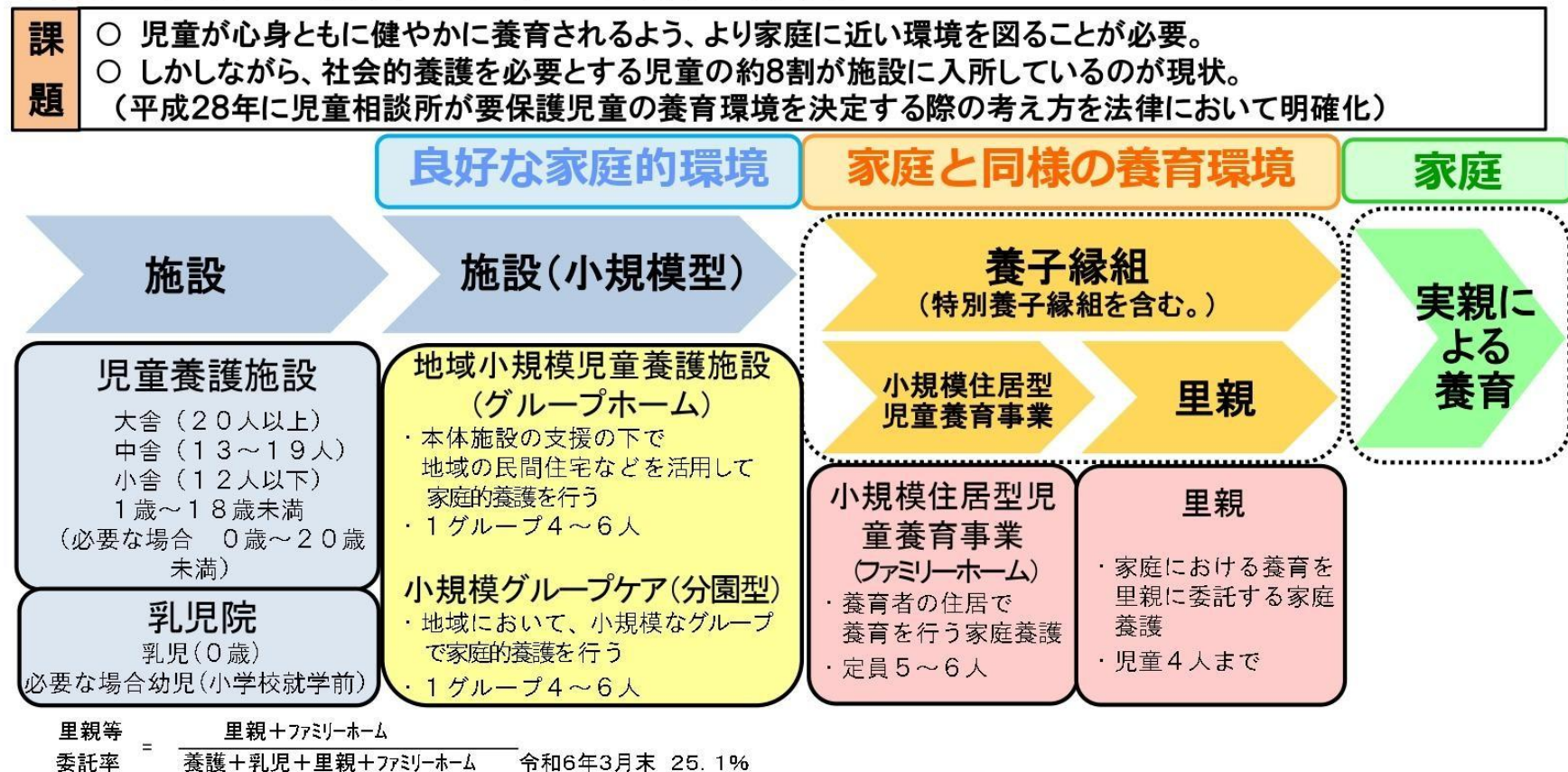
社会的養護の基盤づくり

- 家庭養育優先原則に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていく。
- 大規模な施設での養育を中心とした形態から、一人一人のこどもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻ったこどもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、高機能化及び多機能化・機能転換を図る。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

8.社会的養護とファミリーホームの役割

こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

家庭と同様の環境における養育の推進



平成28年改正児童福祉法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

8.社会的養護とファミリーホームの役割

こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

○里親数、施設数、児童数等の状況

里親・ファミリーホームへ委託されているこども及び乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童自立生活援助事業所に入所しているこどもは、約4万2千人。

里 親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	17,381世帯	5,181世帯	6,406人		ホーム数	487か所
		専門里親	14,725世帯	4,180世帯	5,027人			
		養子縁組里親	712世帯	170世帯	208人			
		養子縁組里親	7,364世帯	326世帯	353人			
		親族里親	632世帯	580世帯	818人		委託児童数	1,810人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	児童自立生活援助事業所		
						I 型	II 型	III 型
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等 <実施場所> I型…児童福祉法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム) II型…母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 III型…ファミリーホーム又は里親(親族里親を除く)の居宅		
施設数	147か所	607か所	53か所	58か所	205か所	369か所	58か所	204か所
定員	3,753人	28,966人	2,007人	3,333人	4,241世帯	2,345人	132人	766人
現員	2,316人	22,162人	1,287人	1,130人	3,212世帯 児童5,291人	1,465人	93人	224人
職員総数	5,536人	21,262人	1,593人	1,821人	2,044人	1,456人	83人	371人

小規模グループケア	2,527か所
地域小規模児童養護施設	629か所

(出典)

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和6年3月末現在)

※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、児童自立生活援助事業所の施設数・定員・現員・職員総数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和6年10月1日現在)

※職員総数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和5年10月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

8.社会的養護とファミリーホームの役割

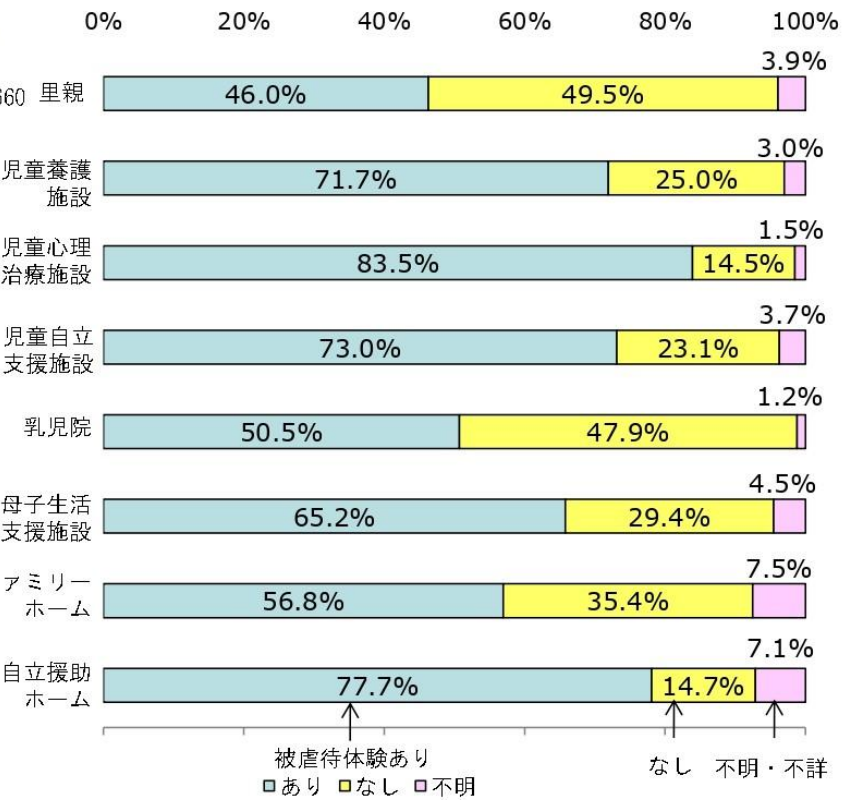
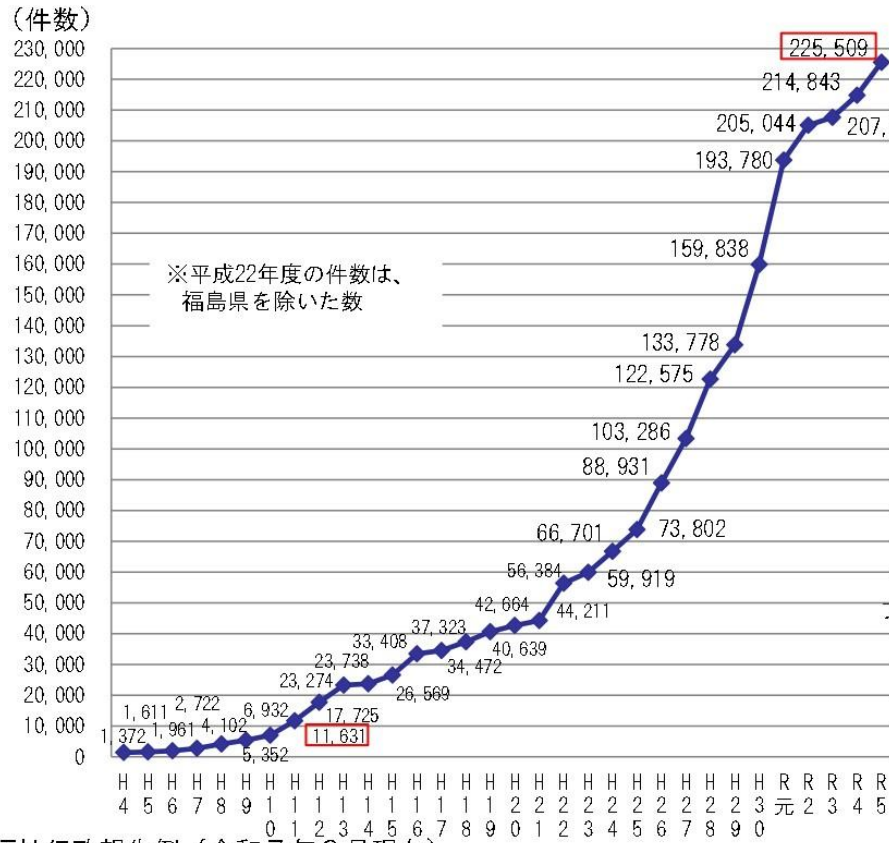
こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

○虐待を受けたこどもの状況

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、令和5年度には約1.9倍に増加。

○ 里親に委託されているこどものうち約5割、乳児院に入所しているこどものうち約5割、児童養護施設に入所しているこどものうち約7割は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日）

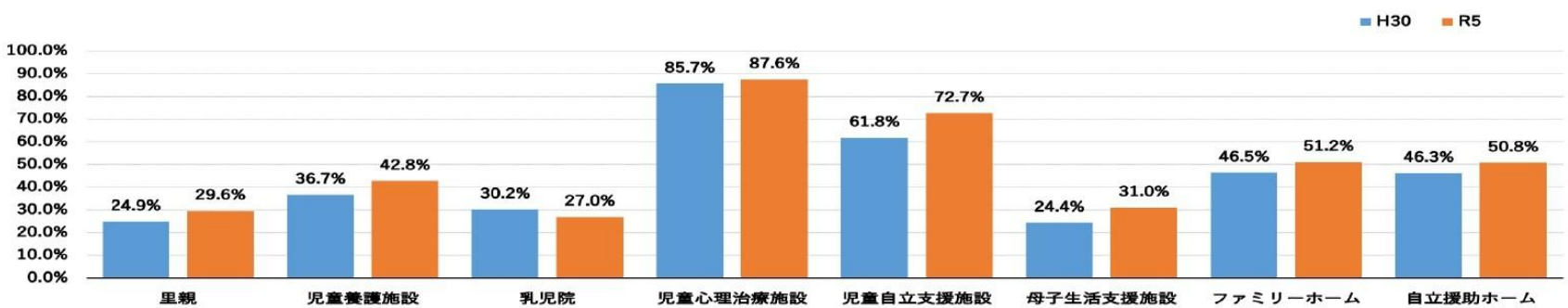
8.社会的養護とファミリーホームの役割

こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

○障害等のあるこどもの増加

社会的養護を必要とするこどもにおいては、全体的に**障害等のあるこどもが増加**しており、里親においては29.6%、児童養護施設においては42.8%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とするこどものうち、障害等のあるこどもの割合



○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	該当あり	心身の状況(複数回答)																			
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性協調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT	
R5	41,182	17,061	642	174	49		221	144	300	5,010	410	979	2,498	5,482	738	5,341	436	241	212	32	2,972	138
	100.0%	41.4%	1.6%	0.4%	0.1%		0.5%	0.3%	0.7%	12.2%	1.0%	2.4%	6.1%	13.3%	1.8%	13.0%	1.1%	0.6%	0.5%	0.1%	7.2%	0.3%
H30	45,682	16,517	916	215	47		252	148	391	5,248	482	604	2,515	3,968	776	4,342	466	254	211	44	2,720	52
	100.0%	36.2%	2.0%	0.5%	0.1%		0.6%	0.3%	0.9%	11.5%	1.1%	1.3%	5.5%	8.7%	1.7%	9.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.1%	6.0%	0.1%
H25	47,777	13,554	1,258	251		386			505	5,043	564	428	1,453	2,244	551	2,764					2,122	
	100.0%	28.4%	2.6%	0.5%		0.8%			1.1%	10.6%	1.2%	0.9%	3.0%	4.7%	1.2%	5.8%					4.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300		417			618	3,940	586			1,249	526	1,374					3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%		0.9%			1.3%	8.2%	1.2%			2.6%	1.1%	2.9%					8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274		365			636	3,147	591			816							3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%		0.8%			1.4%	6.9%	1.3%			1.8%							8.4%	

(※)「総数」は、社会的養護を必要とする必要な児童数。「該当あり」は、障害等のある児童数。
(※)「注意欠陥多動性障害(ADHD)」については、平成15年より、「広汎性発達障害」および「学習障害(LD)」については、平成20年より、「外傷性ストレス障害(PTSD)」および「反応性愛着障害」については、平成25年より、「重度心身障害」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「チック」、「吃音症」、「発達性協調運動障害」、「高次脳機能障害」、「LGBT」については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。(出典)児童養護施設入所児童等調査結果(各年2月1日現在)

8.社会的養護とファミリーホームの役割 こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の概要

1. 事業内容

ファミリーホームは、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第8項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

都道府県知事等が適当と認めた者

5. 職員配置について

養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名
個別対応職員1名（加算職員。ただし、個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもがいる場合に限る。）

※ 養育者は、ファミリーホームを行う住居に生活の本拠を置く者に限る。

6. ホームへの入居

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

7. 補助根拠

児童福祉法第53条

8. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

9. ホーム数、委託児童数

ホーム数：487か所、委託児童数：1,810人 ※福祉行政報告例（令和6年3月末現在）

8.社会的養護とファミリーホームの役割 こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

児童自立生活援助事業の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- ・ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等（第27条第1項第3号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの
- ・ 満20歳以上の措置解除者等であつて内閣府令で定めるもののうち、学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒であること、同法第83条に規定する大学の学生であることその他の内閣府定で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 実施場所

（1）児童自立生活援助事業所Ⅰ型

法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）

（2）児童自立生活援助事業所Ⅱ型

母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

（3）児童自立生活援助事業所Ⅲ型

小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）、里親の居宅

4. 設備

（1）児童自立生活援助事業所Ⅰ型、Ⅱ型

- ・ 入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）
- ・ 入居者が日常生活を営む上で必要な設備
- ・ 食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

（2）児童自立生活援助事業所Ⅲ型

- ・ なし

8.社会的養護とファミリーホームの役割

こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

5. 入居定員

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 5人以上20人以下
- (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 5人以下
- (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型 ファミリーホームの場合：6人以下（委託児童を含む。）
里親の場合：4人以下（委託児童を含む。）

6. 事業所数、定員、現員数

施設種別	事業所数	定員	現員数
Ⅰ型	369か所	2,345人	1,465人
Ⅱ型	58か所	132人	93人
Ⅲ型	204か所	766人	224人

（※1）家庭福祉課調べ（令和6年10月1日現在）

7. 職員配置について

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型の場合

管理者（指導員を兼ねることができる。以下同じ。）、指導員、自立支援担当職員（加算職員）、個別対応職員（加算職員。ただし、個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもがいる場合に限る。）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19～20人
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型の場合

管理者、指導員

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	2人まで	3～4人	5人
指導員数（補助員を含む）	1以上	2以上	3以上
必置指導員数	1以上	2以上	2以上

(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合

なし

8.社会的養護とファミリーホームの役割

こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

児童自立生活援助事業等における対象者の範囲について

改正前

児童自立生活援助事業

措 児童自立生活援助事業
(義務教育終了後～20歳未満)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・都道府県知事が必要と認めた者

補 就学者自立生活援助事業
(20歳～22歳年度末まで)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・都道府県知事が必要と認めた者
- ・学生であって、満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助事業を利用していた者

補 社会的養護自立支援事業
(18歳～年齢制限なし)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・母子生活支援施設における保護を解除された者
- ・児童自立生活援助事業を利用していた者

改正後(令和6年度以降)

措 児童自立生活援助事業
(義務教育終了後～年齢制限なし)
(義務教育終了後～20歳未満)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・児童自立生活援助の実施を解除された者
- ・母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者
- ・都道府県知事が必要と認めた者

(20歳～年齢制限なし)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・児童自立生活援助の実施を解除された者
- ・母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者

- ・措置等の解除後、各施設等(※)により、相談その他の援助(アフターケア)を受けている者

(※) 児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所、里親支援センター、里親支援事業の委託を受けた者(民間フォスティング機関等)

- ・やむを得ない事情(※)に該当する者

(※) ①就学中(入学予定)、②試用期間中、③就学・就労に向けた活動中、
④疾病又は負傷により③を行うことが困難な状態

措：児童入所施設措置費等国庫負担金(義務的経費)

補：児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金(裁量的経費)

8.社会的養護とファミリーホームの役割

こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

児童自立生活援助事業等における対象者の範囲について

政府令の規定内容

○ 「満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもの」（対象者の範囲）について、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けている者
- ② 母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の行う相談その他の援助を受けている者
- ④ 児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者

(※) ④について内閣府令で定める内容は以下のとおり。

- i 児童相談所
- ii 里親支援センター
- iii 法第11条第4項の規定により里親支援事業（法第11条第1項第2号トに規定する業務をいう。）に係る事務の委託を受けた者

○ 「政令で定めるやむを得ない事情」（対象理由）について、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 高校・大学等に在学する生徒・学生又は入学が予定されている者であること
- ② 試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること
- ③ 社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行っている者であること
- ④ 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること

(※) ②、③について内閣府令で定める内容は以下のとおり。

- ・ ②について：
 - i 試みの使用期間の満了後間がない者
 - ii その他就職後間がない者
- ・ ③について：
 - i 社会的養護自立支援拠点事業の利用
 - ii 公共職業安定所における就職に関する相談
 - iii 求人者との面接
 - iv i～iiiに掲げる活動に準ずる活動

8.社会的養護とファミリーホームの役割

こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の実施状況(令和7年4月1日時点)

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の令和7年4月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、Ⅰ型においては、74自治体、409か所で実施、Ⅱ型においては、39自治体、104か所で実施、Ⅲ型においては、53自治体、264か所で実施となっている。

児童自立生活援助事業Ⅰ型						児童自立生活援助事業Ⅱ型						児童自立生活援助事業Ⅲ型					
自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	19	長崎県	○	5	北海道	○	10	長崎県	○	1	北海道	○	26	長崎県		
青森県	○	5	熊本県	○	5	青森県	○	2	熊本県	○	1	青森県			熊本県	○	4
岩手県	○	4	大分県	○	1	岩手県			大分県	○	3	岩手県			大分県	○	2
宮城県	○	9	宮崎県	○	4	宮城県			宮崎県			宮城県			宮崎県		
秋田県	○	4	鹿児島県	○	6	秋田県	○	1	鹿児島県	○	3	秋田県			鹿児島県	○	4
山形県	○	1	沖縄県	○	5	山形県			沖縄県			山形県			沖縄県	○	2
福島県	○	5	札幌市	○	20	福島県	○	1	札幌市	○	2	福島県	○	1	札幌市	○	15
茨城県	○	7	仙台市	○	4	茨城県			仙台市			茨城県	○	2	仙台市	○	4
栃木県	○	11	さいたま市	○	12	栃木県			さいたま市			栃木県	○	3	さいたま市	○	5
群馬県	○	3	千葉市	○	5	群馬県			千葉市			群馬県	○	1	千葉市	○	5
埼玉県	○	12	横浜市	○	9	埼玉県	○	4	横浜市	○	3	埼玉県	○	12	横浜市	○	7
千葉県	○	23	川崎市	○	2	千葉県			川崎市	○	1	千葉県	○	14	川崎市	○	3
東京都	○	19	相模原市	○	3	東京都	○	11	相模原市			東京都	○	12	相模原市	○	3
神奈川県	○	4	新潟市	○	6	神奈川県	○	8	新潟市	○	1	神奈川県	○	2	新潟市	○	6
新潟県	○	1	静岡市	○	1	新潟県	○	1	静岡市	○	1	新潟県	○	5	静岡市	○	4
富山県	○	2	浜松市	○	4	富山県			浜松市	○	3	富山県	○	1	浜松市		
石川県	○	1	名古屋市	○	3	石川県			名古屋市	○	2	石川県			名古屋市	○	3
福井県	○	1	京都市	○	6	福井県	○	2	京都市	○	4	福井県	○	1	京都市		
山梨県	○	2	大阪市	○	5	山梨県			大阪市	○	4	山梨県			大阪市	○	8
長野県	○	2	堺市	○	1	長野県	○	2	堺市			長野県			堺市	○	1
岐阜県	○	5	神戸市	○	1	岐阜県	○	3	神戸市	○	2	岐阜県	○	1	神戸市	○	5
静岡県	○	8	岡山市	○	5	静岡県	○	2	岡山市			静岡県	○	4	岡山市		
愛知県	○	15	広島市	○	4	愛知県	○	1	広島市	○	1	愛知県	○	8	広島市	○	4
三重県	○	2	北九州市	○	5	三重県			北九州市			三重県	○	8	北九州市	○	3
滋賀県	○	8	福岡市	○	4	滋賀県	○	1	福岡市	○	1	滋賀県	○	7	福岡市	○	4
京都府			熊本市	○	9	京都府			熊本市			京都府	○	2	熊本市		
大阪府	○	7	港区			大阪府	○	6	港区			大阪府	○	6	港区		
兵庫県	○	6	文京区			兵庫県	○	4	文京区			兵庫県	○	10	文京区		
奈良県	○	1	品川区			奈良県	○	1	品川区			奈良県	○	1	品川区		
和歌山県	○	12	世田谷区	○	3	和歌山県			世田谷区			和歌山県	○	3	世田谷区		
鳥取県	○	5	中野区			鳥取県			中野区			鳥取県	○	5	中野区		
島根県	○	1	豊島区			島根県			豊島区			島根県			豊島区		
岡山県	○	5	荒川区	○	1	岡山県			荒川区			岡山県	○	8	荒川区	○	1
広島県	○	4	板橋区	○	1	広島県	○	2	板橋区	○	1	広島県	○	2	板橋区		
山口県	○	6	葛飾区			山口県	○	4	葛飾区			山口県	○	5	葛飾区	○	1
徳島県	○	1	江戸川区	○	2	徳島県			江戸川区			徳島県			江戸川区		
香川県	○	7	横須賀市	○	1	香川県			横須賀市			香川県	○	1	横須賀市		
愛媛県	○	8	金沢市	○	1	愛媛県			金沢市	○	1	愛媛県	○	8	金沢市		
高知県	○	3	豊中市			高知県	○	1	豊中市			高知県	○	5	豊中市		
福岡県	○	18	明石市	○	2	福岡県	○	2	明石市			福岡県	○	5	明石市		
佐賀県	○	2	奈良市	○	4	佐賀県			奈良市			佐賀県	○	1	奈良市		
合計			74	409		合計			39	104		合計			53	264	

8.社会的養護とファミリーホームの役割

こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

○18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H25：231人（13.4%）→H26：293人（16.3%）→H27：275人（15.1%）→H28：278人（15.2%）
→H29：292人（17.3%）→H30：324人（18.9%）→R 元：333人（19.0%）→R 2：356人（20.3%）
→R 3：357人（20.0%）→R 4：384人（21.6%）→R 5：397人（23.4%）→R 6：456人（27.6%）

児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成23.5 児発133）

（5）在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第31条）

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。（略）

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

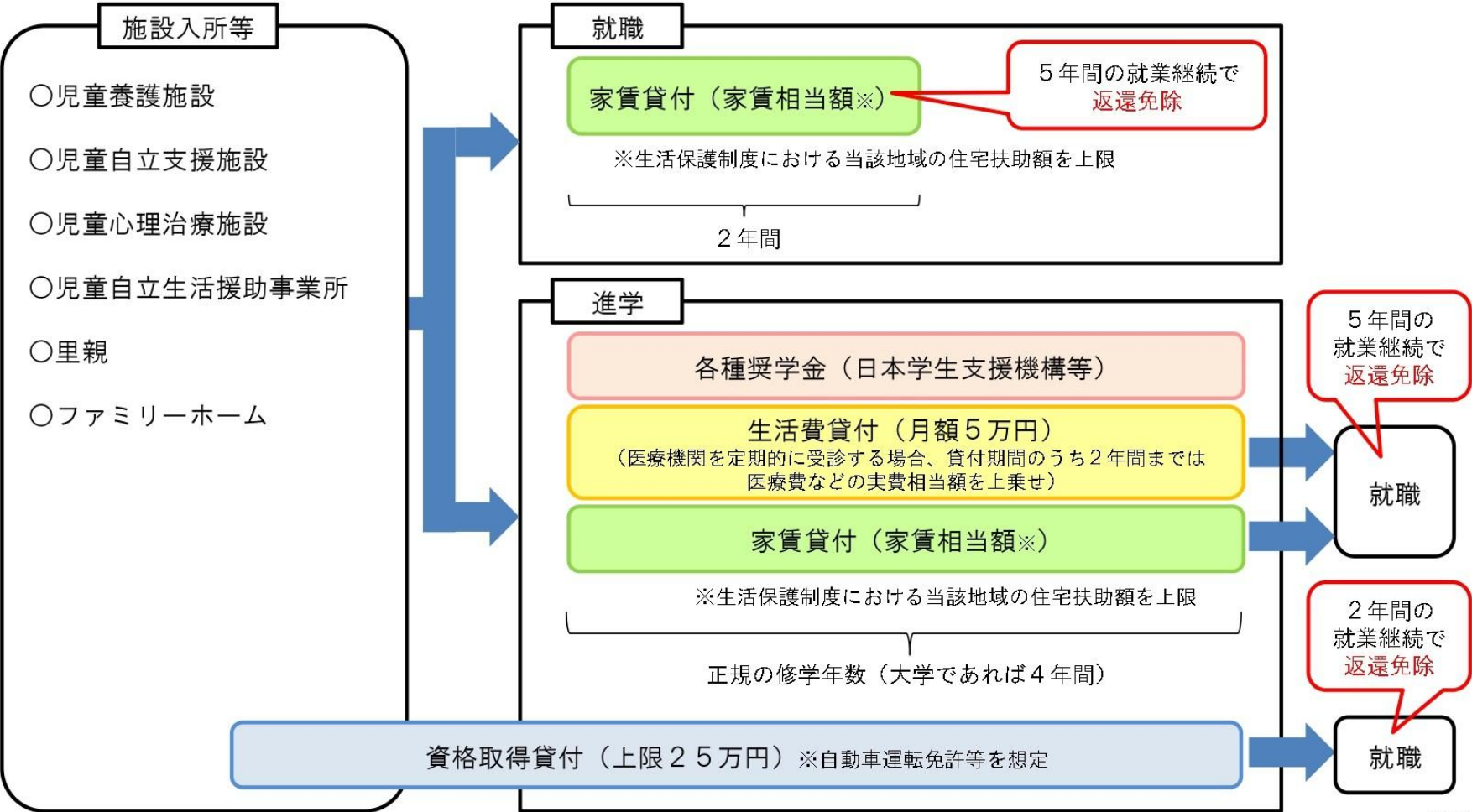
などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

8.社会的養護とファミリーホームの役割

こども家庭庁～社会的養育の推進に向けて～より抜粋

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援するため、家賃相当額の貸付、生活費の貸付及び就職に必要な資格を取得するための経費の貸付を行う。



8.社会的養護とファミリーホームの役割 最後に

- ・「家庭と同様の養育環境の推進」 特に就学前の児童は原則とする。
- ・赤ちゃんには③_____形成の為に、赤ちゃんは少人数で、養育者は変わらない大人。
- ・虐待を受けた子、障害がある子を受け入れ、個別対応を行う事で、心身の安心・安全を、子どもに感じてもらえる養育を。
- ・措置延長で、20歳の誕生日前日まで責任を持って関わる。
- ・児童自立生活援助事業Ⅲ型で、必要な児童には年齢に関係なく関りを持つ。
- ・一時保護委託を受け入れる。
- ・地域のショートステイの受け入れ先になる事も可能（各自治体の制度による。）



色んな子どもや、保護者、ケースワーカー、関係団体職員等に対応出来るように、
たくさんの引き出し持つ、ファミリーホーム養育者を目指しましょう！！！！